

令和3年

第1回市議会臨時会 報告第4号

専決処分の報告について

市が支払督促の申立てを行った母子福祉資金等貸付金返還請求事件について、債務者から督促異議の申立てがあったことから、別紙調書のとおり4件の訴えの提起および2件の被告との和解を地方自治法第180条第1項の規定により専決したので報告する。

令和3年5月24日提出

函館市長 工藤 壽 樹

1 訴えの提起に関する調書

番号	住所 氏名	請求額 申立費用	支払督促申立日 (※)	督促異議 の申立日	訴えの提起の 専決処分の日
1	***** ***** (債務者)	265,000円 3,483円	令和3年1月20日	令和3年2月5日	令和3年2月16日
2	***** ***** (連帯借主)	586,200円 4,983円	令和3年1月20日	令和3年2月9日	令和3年2月22日
3	***** ***** (連帯借主)	94,000円 2,483円	令和3年1月20日	令和3年2月12日	令和3年2月22日
4	***** ***** (債務者)	210,000円 2,983円	令和3年1月20日	令和3年2月15日	令和3年2月24日

※注 民事訴訟法第395条の規定により、支払督促に督促異議の申立てがあった場合、支払督促の申立ての日に訴えの提起があったものとみなされることとなる。

2 和解に関する調書

番号	住所 氏名	和解額	支払方法	和解の 専決処分の日
1	***** ***** (債務者)	265,000円	(1) 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和3年3月から令和7年7月まで毎月末日限り5,000円ずつに分割して、原告に持参又は送金する方法で支払う。 なお、持参又は送金にかかる費用は、被告の負担とする。 (2) 被告が前項の分割金の支払を2回以上怠り、その額が1万円に達したときは、当然に同項の期限の利益を失い、被告は、原告に対し、第1項の金員から既払額を控除した残額を一括して支払う。	令和3年3月23日
2	***** ***** (連帯借主)	94,000円	(1) 被告は、原告に対し、前項の金員を、次のとおり分割して、原告方に持参又は送金して支払う。 1 令和3年4月から令和4年6月まで毎月末日限り6,000円ずつ 2 令和4年7月末日限り4,000円 (2) 被告が前項の分割金の支払を怠り、その額が1万2,000円に達したときは、当然に同項の期限の利益を失い、被告は、原告に対し、第1項の金員から既払金を控除した残金を直ちに支払う。	令和3年3月25日